

大分県における私宅監置の書類

Official Document of Home Custody in Oita Prefecture

奥野 克行¹, 金川 英雄^{2,5}, 野田 武志³, 横村 信子⁴, 湯之原 絢⁴, 荒 義昭⁴, 高橋 邦雄⁴

¹五反田駅前メンタルクリニック, ²国立病院機構埼玉病院精神科, ³NPO法人大分県近現代資料調査センター, ⁴国立病院機構埼玉病院, ⁵昭和大学精神科

野田武志が大分県公文書館勤務時代に保管されていた県の「監置精神病患者に関する綴(つづり),昭和15年」を確認した。呉修三の私宅監置室調査『精神病患者私宅監置の実況』と異なるのは、「綴」が県側の私宅監置全般、監置の許可、変更、廃止の書類群である。昭和15年の1年分ではあるが、分析によって私宅監置のシステムが詳細に分かる。結論を述べれば戦前のまだ貧しい時代で医療が抜けるという最大欠点があったが、法的には整備され呉が調査した明治より時代は下がり、多数の書類が必要で、監置を乱用できる状況ではなかった。「綴」は表紙の次に目次があり、昭和14年12月12日付から昭和15年12月20日付までの書類があるが、昭和15年中に受理されたものがひとまとめで88種類ある。最初の書類はある患者が昭和14年12月に亡くなり監護義務者による「精神病患者死亡届」、医師の「死亡診断書」(精神病患者監護法第5,7条には、私宅監置中死亡した場合の届け出が義務)、警察署長名で作られた上申報告書「精神病患者死亡届出の件」の3種類で1つとなっている。処理が終わったのが、正月過ぎの昭和15年になった。単独の書類としては「身元不詳精神病患者手配方の件」が「京都府警察部長」名であり、大分県で発見されなかったため、それだけで完結している。逆に行方不明となった患者の「監置精神病患者逃走手配の件」に人相と着衣が書かれている。私宅監置解除と思われる監護義務者の「精神病患者監置者全治届」もあり医師の「診断書」、その後ミスがあったようで、監護義務者による「紛失届」「始末書」もある。他に「精神病患者住所および監置室移転届」、私宅監置廃止の書類もある。家庭での私宅監置の他に、病院監置さらに公立監置室での監置があった。精神病患者監護法第9条では「公私立精神病院及公私立病院の精神病室」での監置を定めている。現在から見てその可否を論ずることはむずかしいが、法治国家である我が国は厳密に法律が施行されていた。当日はスライドで供覧する。